

## 第2章 屋外広告物に関する景観形成基準

屋外広告物は、商品やサービスに関する情報を伝えるだけでなく、建物などの位置を知らせる目印となるなど、人々や社会へのメッセージを有しています。その多くは民間の経済活動によるもので、多くの人々の目を引きつけることから、市民共有の財産である景観への配慮は不可欠であるといえます。

よって、次の基本的な考え方をもとに屋外広告物による良好な景観の維持・保存、創出を図ります。

### 1 景観づくりの方針

#### 都市景観との調和に配慮した広告景観の形成

都市景観は、自然をはじめ建物や道路、街路樹など様々な要素によって構成されており、屋外広告物は、こうした都市景観を構成する重要な要素です。

よって、良好な広告景観の形成は、周辺・景観資源・敷地内の建物との調和、あるいは広告物相互の調和などに配慮することを基本とします。

#### 景観特性を活かした広告景観の形成

本市の市域は、自然的景観の地域や都市的景観の地域などその特性により幾つかの地域に分類することができます。また、その地域の中には、商業業務地区や住宅街、あるいは歴史的な地区、田園地区など多様な特性がみられます。

よって、景観特性を十分に把握したうえで、ふさわしい広告景観を形成していくことを基本とします。

#### 市民の主体的な取り組みによる広告景観の形成

良好な広告景観の形成は、広告主をはじめ屋外広告業者、広告物の掲出の場を提供する市民の取り組みが必要不可欠です。そのため、「屋外広告物景観形成基準」を設け、関係者間の共通ルールとして、お互いに協力、連携しながら、取り組んでいくことが大切です。

## 2 景観形成基準

高さ、10mを超え、かつ、表示の期間が2箇月を超える屋外広告物の表示、移転、もしくは内容の変更又は広告物を掲出物件の設置、改造、移転、修繕、もしくは色彩の変更（当該広告物等が建築物と一体となって設置される場合にあつては地盤面から当該広告物等の上端までの高さとする。また、改造により新たに高さが10mを超えることとなる場合を含む。）を行おうとする場合は、次の基準により、屋外広告物景観の形成を図ります。

また、広告物等の表示等の際には、秋田市屋外広告物条例に基づく許可が必要であるため、屋外広告物条例等を改正し、景観計画と連携することで、一体的な景観形成を図ります。

### 屋外広告物の景観形成基準

項目	景観形成基準
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物とバランスをとる。</li> <li>・わかりやすい位置に掲出する。</li> <li>・建物や並木の高さを乱さないようにする。</li> </ul>
数量・面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出する情報・内容を整理・集約（集合化）して少なくする。</li> <li>・建物とのバランスに配慮する。</li> <li>・印象に残る効果的なものになるよう表現を工夫し、必要最小限の大きさとする。</li> <li>・建物や施設のイメージ・性格等に合うものにする。</li> </ul>
意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺と調和する地色とする。</li> </ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の色彩と調和する色相・彩度・明度とする。</li> <li>・汚れが目立たないような耐久性、耐候性のある材料を使用する。</li> <li>・シンプルですっきりしたものにする。</li> </ul>
表現方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン・字体・絵・写真等は質の高いものにする。</li> <li>・電飾等は、地域の特性に応じたものとする。</li> <li>・簡潔でわかりやすい内容にする。</li> <li>・商業地では、広告物がにぎわい、活気、楽しさを演出する要素になるようにする。</li> </ul>

### 対象となる屋外広告物

